

# 産業廃棄物税導入自治体への提案 (Ver.1)

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

地方自治体により、産業廃棄物税の導入が広がっている。廃棄物問題解決のため、その導入は基本的に望ましいと考えられる。ただし、産業廃棄物による環境負荷を低減し資源循環型社会の構築に寄与するためには、課題も残されており、以下、そのあり方を提案する

**【要旨】**

1. 課税面における実効的な課税方式や税率の設定、及びその説明が不可欠である。
2. 税収用途の効果を担保する制度の構築が必要である。
3. 地方自治体の連携強化が重要であり、全国規模の産業廃棄物税の可能性も検討すべきである。
4. 廃棄物問題の解決のためには、上流から下流までの政策全般の強化が不可欠である。

**【本文】**

**1. 課税について**

<現状> 産業廃棄物税の課税方式は、「事業者申告納付」「最終処分業者特別徴収」「最終処分業者課税」「焼却処理・最終処分業者特別徴収」の4つに大別できる。それぞれの方式に、長所と欠点がある( JACSES ディスカッションペーパー:地方公的資金シリーズ 「産業廃棄物税の論点と課題<Version 1>」参照)。課税方式は、インセンティブ効果発揮・拡大生産者責任の観点が必要であり、排出者課税が適当であると考えられる。しかし、排出者への課税は、徴税コストが増大することで、免税点が必要となるなど欠点も有する。そこで、最終処分者課税を採用する地方自治体が増えているが、インセンティブ発揮と拡大生産者責任の観点からは欠点もある。両者の欠点を補う制度として、「焼却処理・最終処分特別徴収方式」が示唆に富んでいる。

現在導入されている産廃税の標準税率は、どの地方自治体においても1トンあたり1,000円とされている。税率が低ければ産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進へのインセンティブが十分に発揮されず効果が薄くなり、不法投棄防止政策をとらずに税率を高めれば不法投棄を助長する。

図表：産廃税を導入した地方自治体と課税方式

事業者申告納付方式	三重県、滋賀県
最終処分業者特別徴収方式	鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、島根県、愛知県 (H18年導入年予定)、沖縄県 (H18年導入予定)
最終処分業者課税方式	北九州市
焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県

<提案> 産業廃棄物排出抑制のインセンティブ付与のため、排出量に応じ課税することが不可欠である。地方自治体には、税率の十分な検討と説明が求められる。(その際に、課税により不法投棄に流れることを意識せずに制度設計するため、不法投棄防止のための政策の充実が重要である。) 課税方式は、排出者へのインセンティブ効果発揮の観点が必要である。地方自治体は、課税方式

の選択理由の十分な説明と、その欠点を補う方策の構築に尽力する必要がある。

## 2. 税収使途の効果を担保する制度の構築

<現状> 現在導入されている産業廃棄物税は全て法定外目的税で、その税収は産業廃棄物排出抑制・産業廃棄物適正処理・リサイクル促進等の目的に充てられている。

<提案> **廃棄物対策に充てられる税収が、効果的に活用されることを担保する制度構築が必要である。特に、税収を活用した施策の代替案検討や、施策の効果に対する第三者評価の実施が重要である。**

## 3. 地方自治体の連携強化と全国規模の産業廃棄物税の可能性

<現状> 産業廃棄物税導入により、不法投棄増加や非導入自治体への産業廃棄物流出などの「課税回避行動」が起こる可能性がある。結果、非導入自治体への産業廃棄物流出・集中により、産廃税導入自治体内の産業廃棄物処理産業の衰退も懸念され、非導入自治体では不法投棄と周辺環境の汚染が進行する恐れがある。こうした事態を回避するため、環境省の「産業廃棄物行政に関する懇談会」は、産業廃棄物税を全国一律に課税する考えを盛り込んだ報告書をまとめている。現在導入されている産廃税は、排出課税・中間処理課税・最終処分課税と課税段階が様々で、産廃税導入自治体間の二重課税が生じる可能性もある。「鳥取県・広島県・岡山県」「青森県・秋田県・岩手県・宮城県」「九州7県」は、産業廃棄物税を連携し運用している。

<提案> **産業廃棄物税を全国規模の課税とすることの検討も重要である。ただし、実効性の後退を避けることが必要である。**

**産廃税を全国規模の課税とするとしても、廃棄物対策における自治体の役割が大きい性格を鑑みれば、課税主体は地方とし全国規模の地方税とすることがまず検討されるべきと考えられる。課税回避行動の防止、二重課税回避や適正処理確保、産廃税の効率的運用、広域的対策実施のためには、地方自治体の連携強化が重要である。**

## 4. 廃棄物問題解決のための上流から下流までの政策全般の強化

<現状> 地方自治体の廃棄物問題の課題に、不法投棄の防止、有害物質消費・有害廃棄物排出の削減、循環型社会への誘導がある。

<提案> **不法投棄防止には規制と基金制度など、有害物質削減には規制などがそれぞれ有効である。規制を徹底し、不法投棄やそれによる土壌地下水汚染の原状回復にかかる費用負担を原因者に帰す制度の導入が必要である。**

**循環型社会への誘導のための環境税として、廃棄物課税とならんで、天然資源税（採取段階）使い捨て物資や寿命の短い製品への課税（使用段階）などの導入の検討が重要である。**

**地方自治体は、産業廃棄物税の税収使途だけではなく、既存の廃棄物対策予算の効果向上をはかることも重要である。**

**国においても廃棄物関連予算があり、国の予算の効果を高める制度の構築も重要である。**

**廃棄物行政における地方と国の役割の明確化（特に、不法投棄対策への国の関与の強化や、3R重視への予算の転換など）が重要である。**

当センターは、「持続可能な暮らし・経済社会の実現に向けた、公正・効果的な自治体・国の税財政改革推進」のために、調査研究・政策提言・普及啓発活動を行っています。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）【担当】： 足立

【住所】：〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2階

【TEL】：03-3447-9515【FAX】：03-3447-9383【E-mail】：adachi@jacses.org【URL】：www.jacses.org